

**令和5年6月2日の大雨等による  
被災農林漁業者（素材生産業者含む）の皆様へ**

**農林水産業災害対策資金のご案内**

**農林水産業者の方のみが対象です。（木材業、木材流通業の方は対象外）**  
融資は、金融機関が保証を含め総合的に判断して決定します。

◆ 資金の概要

対象災害	令和5年6月2日からの大雨等に伴う被害による災害
対象者 アまたはイ	ア 被災後1月間の農林水産業(素材生産業含む)による総収入額(以下「林業等収入額」という。)が、被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間における林業等収入額について、最大及び最小の年を除いた各年の林業等収入額の合計額を3で除して得た額と比較して10%以上減少した者 イ 農林水産業（素材生産業含む）に係る被害額が20万円以上の者
資金用途	・ 農林水産業（素材生産業含む）の経営安定のための <u>運転資金</u> ・ <u>生活維持に必要な資金</u>
融資利率	1.10%（令和6年2月20日現在）※変動します。 ※県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5年以内（うち据置期間1年以内）
融資限度額	・ <u>運転資金</u> 個人1,000万円 法人2,000万円 ・ <u>生活維持資金</u> 個人300万円
取扱金融機関	静岡県信用農業協同組合連合会
償還方法	元本均等年賦償還
保証機関	独立行政法人農林漁業信用基金 ※別途出資金が必要です。
取扱期間	令和6年3月31日まで ※令和6年3月31日までに融資が実行されたものが対象です。 ※申請から融資まで一定の時間を要するので、余裕を持って申請してください。

◆ 申請書類

借入申込書、借入調書、被災証明書 等

◆ 問い合わせ窓口

静岡県信用農業協同組合連合会 営業統括部営業統括グループ  
（静岡市駿河区曲金3丁目8-1） 電話 054-284-9699

◆ このチラシについての御質問は

静岡県林業振興課 電話 054-221-2667



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける林業者の皆様へ**農林水産業災害対策資金のご案内**農林水産業者の方のみが対象です。(木材業、木材流通業の方は対象外)

融資は、金融機関が保証を含め総合的に判断して決定します。

## ◆ 資金の概要

対象者	新型コロナウイルス感染症により、経営に影響が発生している林業を営む個人・法人で、その影響を融資機関において確認できた者
資金用途	・ 林業の経営安定のための運転資金 ・ 生活維持に必要な資金
融資利率	1.10%（令和6年2月20日改正）※変動します。 ※県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5年以内（うち据置期間1年以内）
融資限度額	・ 運転資金 個人1,000万円 法人2,000万円 ・ 生活維持資金 個人300万円
取扱金融機関	静岡県信用農業協同組合連合会
償還方法	元本均等年賦償還（年1回償還）
保証機関	独立行政法人農林漁業信用基金 ※別途出資金が必要です。
取扱期間	令和6年3月31日まで ※令和6年3月31日までに融資が実行されたものが対象です。 ※申請から融資まで一定の時間を要するので、余裕を持って申請してください。

## ◆ 申請書類

- ・ 借入申込書
- ・ 借入調書
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表 等



## ◆ 問い合わせ窓口

静岡県信用農業協同組合連合会 営業統括部営業統括グループ  
（静岡市駿河区曲金3丁目8-1） 電話 054-284-9699

## ◆ このチラシについての御質問は

静岡県林業振興課 電話 054-221-3618